

# 平成 29 年度 いじめ問題対策推進事業計画



平成 28 年度いじめ防止ポスターコンクール  
小学 4 ～ 6 年生部門 最優秀作品  
前橋市立桂萱小学校 5 年 石川歩乃圭

群馬県教育委員会

# 目 次

## 1 平成29年度いじめ問題対策推進事業

- (1) 平成29年度いじめ問題対策推進事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) オール群馬「いじめ防止」の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) 児童生徒のいじめ防止活動一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (4) 各学校における「いじめ防止活動」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

## 2 実施要項案等

- (1) 児童会・生徒会のいじめ防止活動年間計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (2) 平成29年度いじめ防止強化月間について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (3) 平成29年度いじめ防止フォーラムについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (4) 平成29年度地区中学校・高等学校生徒指導対策協議会事務局校一覧・・・・・・・・・・ 10
- (5) 平成29年度いじめ防止ポスターコンクール募集要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (6) 平成29年度いじめ防止子ども会議について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- (7) 平成29年度いじめ問題取組状況調査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

## 3 資料編

- (1) 平成28年度いじめ問題取組状況調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (2) 学級活動・ホームルーム活動指導例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

# 平成29年度いじめ問題対策推進事業について

義務教育課  
 高校教育課  
 特別支援教育課

## 【事業内容】

### 家庭・地域と連携した児童生徒による自主的ないじめ防止活動の推進

#### ○目的

群馬県いじめ防止基本方針に基づき、県内のすべての学校における、児童生徒による自主的ないじめ防止活動を支援することを通して、いじめを許さない気持ちや態度を育てるとともに、いじめの未然防止に資する。

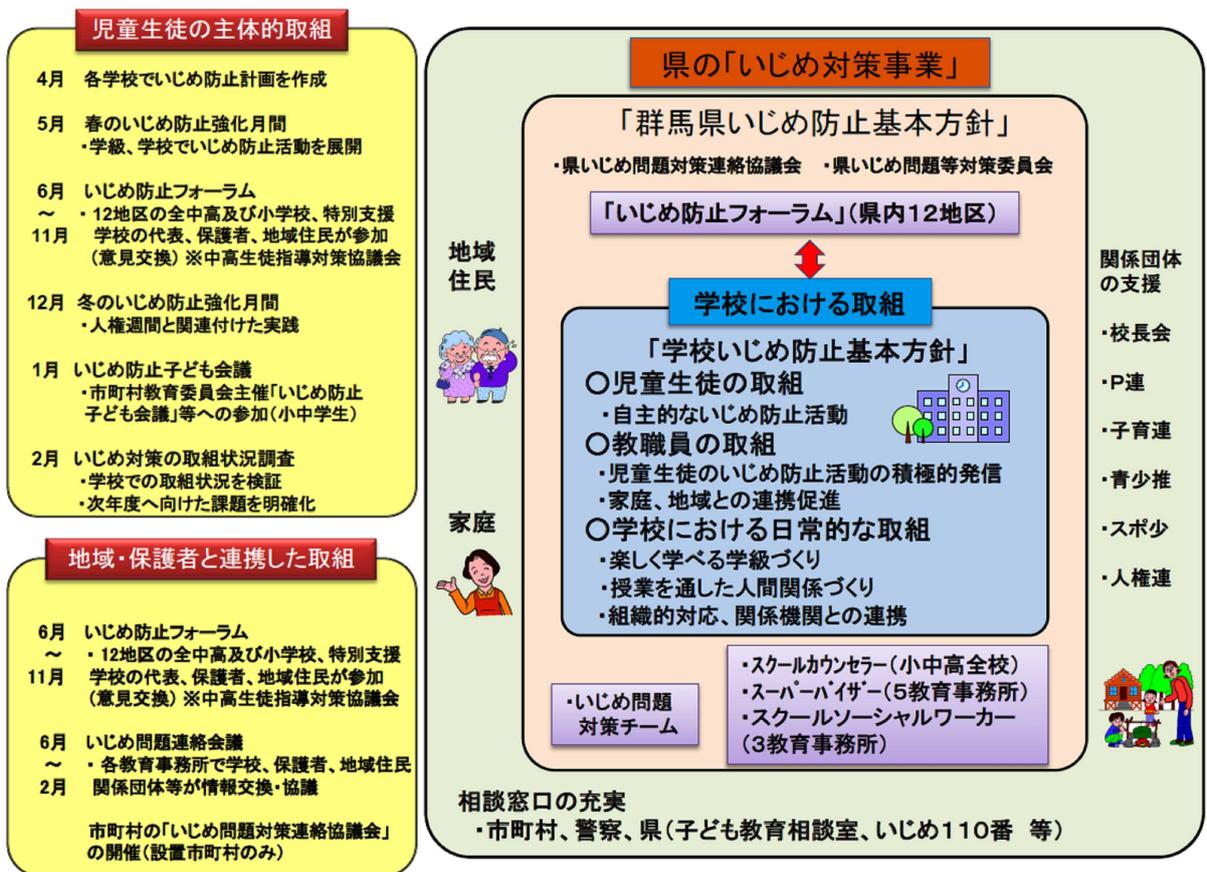
#### ○取組の重点

「学校いじめ防止基本方針」に基づく児童生徒が主体となったいじめ防止活動を推進する。いじめに向かわない集団づくりに焦点を当て、日常の諸問題を子どもたち自身が話し合っ解決する風土を学級や学年単位でつくり、学校全体でのいじめ防止活動につなげていく。

また、いじめ防止活動の様々な取組を家庭・地域に積極的に発信し、理解を促進するとともに、発達段階に応じて、児童生徒と保護者・地域住民がいじめの問題について話し合ったり、共に実践活動をしたりして、いじめ防止に対する気運を一層高めていく。

取組は、県内すべての学校において行い、年間を通じた意図的・計画的な取組とする。

#### ○ 県のいじめ対策





「私たちは、自分たちの学級・学校をよりよくする話し合い活動に積極的に取り組みます！」



## 児童生徒のいじめ防止活動一覧

### 1 県教育委員会が主催

#### (1) 群馬県「いじめ防止ポスターコンクール」募集（9月）

県内の児童生徒に、いじめについて考え、いじめを許さない気持ちや態度を育てる機会とするため、いじめ防止に関わるポスターを募集する。

#### (2) 群馬県「いじめ防止ポスターコンクール」表彰及びポスター配布（1月・3月）

いじめ防止ポスターコンクールに応募された作品から、優秀作品を表彰するとともに、啓発ポスターとして印刷し各学校に配布する。

### 2 市町村教育委員会が主催

#### (1) 各市町村において「いじめ防止子ども会議」開催（12月～2月）

中学校区などの小中学生等の代表が、各校の実践発表を行うとともに、いじめをなくすために自分たちでできることを話し合うことを通して、児童生徒のいじめ防止に向けた主体的な取組を一層推進する。

### 3 中高生徒指導対策協議会が主催

#### (1) 「いじめ防止フォーラム」の開催（6月～11月）

中高生徒指導対策協議会がいじめ防止を目的としたフォーラムを県内12地区で開催する。いじめ防止宣言の具現化を目指して、各学校で取り組んでいることを情報交換することに加え、保護者部会等を設けるなどして、保護者や地域の視点でいじめ問題について協議する。

#### (2) 啓発資料の作成及び活用

いじめ防止フォーラム実施後、フォーラムで話し合われた内容が参加していない学校にも伝わるようにするため、各地区ごとに作成した啓発資料を各学校に配布する。

### 4 各学校が主催

#### (1) いじめ防止活動年間計画の作成（4月）

学校いじめ防止基本方針に基づき、児童会・生徒会活動、学校行事等におけるいじめ防止の取組に関する1年間の活動計画を作成する。

#### (2) 春の「いじめ防止強化月間」（5月）

望ましい人間関係の形成を目指すため、児童生徒が主体的に考えたいじめ防止活動を、具体的な行動目標を掲げて実践する。

#### (3) 冬の「いじめ防止強化月間」（12月）

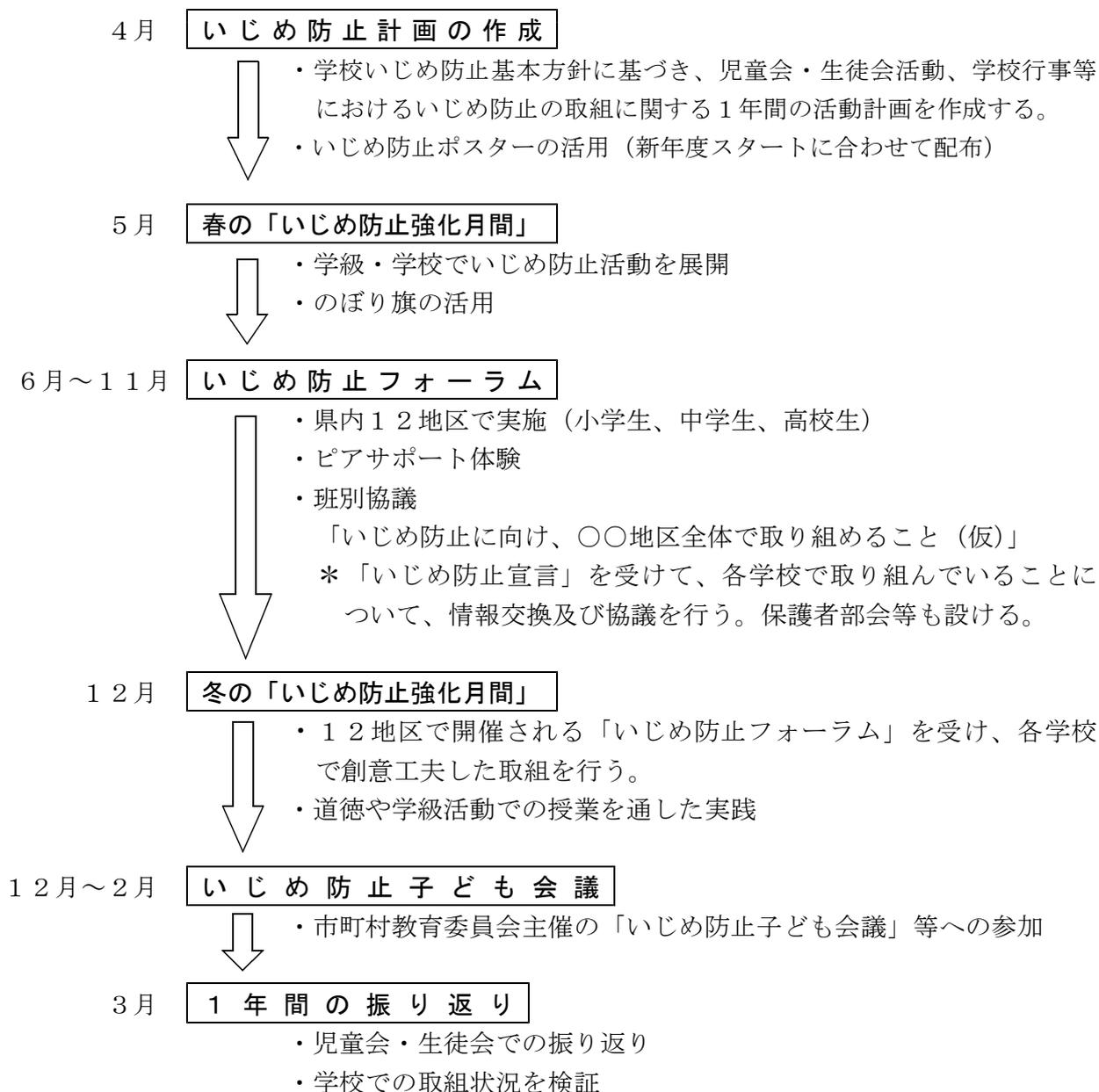
各学校で日常的に推進しているいじめ防止活動の一層の充実を図り、児童生徒の問題意識や実践力を高めていけるような創意工夫した取組を行う。

#### (4) 児童会・生徒会による一年間の振り返り（3月）

児童生徒に自分たちの取組を振り返らせ、これからはいじめのない楽しい学級、学校をつくっていかうとする意欲や態度を育てる。

## 各学校における「いじめ防止活動」

### 1 学校における活動の流れ



### 2 各学校での取組の重点

#### (1) 児童生徒の主体的な活動について

- ・いじめを自分たちの問題として話し合う活動や、未然防止に向けた取組を充実させる。
- ・いじめの解決方法や、いじめに悩む児童生徒をサポートできる体制を考えさせる。

#### (2) 保護者や地域との連携について

- ・各学校での取組内容を、保護者や地域に対して積極的に発信し、理解を得る。
- ・保護者や地域が、学校の取組にどのように関わっていけるのか考えてもらう等、連携した取組を推進する。

## 児童会・生徒会のいじめ防止活動年間計画について

### 1 趣 旨

各学校で策定した「学校いじめ防止基本方針」を基に、児童会・生徒会活動といじめ防止活動を関連させた年間計画を作成し、児童生徒の主体的ないじめ防止活動の推進を図る。

### 2 計画例（小学生、中学生、高校生）

#### (1) 小学生の例

#### 〇〇小学校児童会 いじめ防止活動年間計画（例）

目 標	児童一人一人のいじめに対する問題意識を高められるようないじめ防止活動の実践を通して、だれもが明るく楽しく過ごせる学校の雰囲気をつくる。	
目標達成のための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会活動や学校行事を活性化させ、いじめが起きづらい雰囲気をつくる。</li> <li>・正しい人権感覚をもち、よりよい人間関係を形成する力を育てる。</li> <li>・いじめが起こっても早期に発見し、話し合っ解決できる力を育てる。</li> </ul>	
	<b>全県の取組</b>	児童会活動（代表委員会、委員会活動、児童会集会活動、学校行事への協力）
4 月	<b>いじめ防止活動計画の作成</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止ポスターの掲示・活用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・全学級にポスターを掲示し、それを活用して児童会が、いじめを許さない気持ちをもつように呼びかける。</li> </ul> </li> <li>○年間を通した縦割り活動の実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・6年生が中心となり、朝行事の時間等を活用し異学年交流を実施する。</li> </ul> </li> </ul>
5 月	<b>春の「いじめ防止強化月間」</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童はいじめアンケート①の実施・集計                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・代表委員が主体となって作成し、学級委員等が集計し、学級や児童会で、その結果を基にした話し合いを行う。 【参照：P 1 9 学級活動指導案（例）】</li> </ul> </li> </ul>
6 月		<ul style="list-style-type: none"> <li>○学級活動の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの解決方法等についての話し合い活動を行う。</li> <li>・各学級で出された意見や決定事項等を児童会がまとめ、通信等で全校児童や家庭地域に紹介する。</li> </ul> </li> <li>・いじめ防止に向けた各自の行動目標を決める。</li> </ul>
7 月		
8 月	<b>1 2 地区別いじめ防止フォーラム</b> <small>（開催方法や時期は地区ごとに異なる）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止ポスター応募呼びかけ</li> </ul>
9 月		<ul style="list-style-type: none"> <li>○本校の活動計画発表、意見交換会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・代表委員が参加し、学校内での取組と保護者や地域との連携について発表する。</li> </ul> </li> <li>・フォーラムで出された意見を紙面発表する。</li> </ul>
1 0 月		
1 1 月		<ul style="list-style-type: none"> <li>○小中合同あいさつ運動                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・のぼり旗等を活用し、校区内で連携した運動にする。</li> </ul> </li> </ul>
1 2 月	<b>冬の「いじめ防止強化月間」</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童はいじめアンケート②の実施・集計                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・1回目と比較し、年間の実践について評価する。</li> <li>・人権週間に合わせて、人権尊重の立場からいじめ問題について学級活動などを活用し意見交換する。</li> </ul> </li> </ul>
1 月		<ul style="list-style-type: none"> <li>○本校の実践発表、意見交換会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の取組や学校間や地域との連携等について、代表児童が発表する。</li> </ul> </li> <li>・他校のよい取組を代表委員会で報告する</li> </ul>
2 月	<b>市町村別いじめ防止子ども会議</b> <small>（開催方法や時期は市町村ごとに異なる）</small>	
3 月		<ul style="list-style-type: none"> <li>○振り返り                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・1年間の活動を振り返り、次年度につなげる。</li> </ul> </li> </ul>

(2) 中学生の例

〇〇中学校生徒会 いじめ防止活動年間計画 (例)

目標	生徒一人一人のいじめに対する問題意識を高められるようないじめ防止活動の実践を通して、だれもが明るく楽しく過ごせる学校の雰囲気をつくる。	
目標達成のための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会活動や学校行事を活性化させ、いじめが起きづらい雰囲気をつくる。</li> <li>・正しい人権感覚をもち、よりよい人間関係を形成する力を育てる。</li> <li>・いじめが起こっても早期に発見し、話し合っ解決できる力を育てる。</li> </ul>	
	全県の取組	生徒会活動 (生徒会本部、委員会活動、生徒集会、学校行事への協力)
4月	いじめ防止活動計画の作成  春の「いじめ防止強化月間」  12地区別いじめ防止フォーラム (開催方法や時期は地区ごとに異なる)  冬の「いじめ防止強化月間」  市町村別いじめ防止子ども会議 (開催方法や時期は市町村ごとに異なる)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止ポスターの掲示・活用</li> <li>・全学級にポスターを掲示し、それを活用して生徒会が、いじめを許さない気持ちをもつように呼びかける。</li> <li>○年間を通じた生徒主体の集団活動の実施</li> <li>・協力し認め合える活動を、生徒のアイデアを取り入れて企画し、生徒主体で実施する。</li> <li>・よりよい人間関係を築くため場としてピアサポート活動等を実施する。</li> <li>○生徒はいじめアンケート①の実施・集計</li> <li>・本部役員が主体となって作成し、学級委員等が集計する。</li> <li>・学級や生徒会で、その結果を基にした話し合いを行う。</li> <li>・ネットいじめに関する項目を入れ、話し合いをもつ。 【参照：P21 学級活動指導案(例)】</li> <li>○学級活動の充実</li> <li>・生徒会が提案するテーマ(いじめ防止等)について、各学級で話し合い活動を行う。</li> <li>・各学級で出された意見や決定事項等を生徒会がまとめ、通信等で全校生徒や家庭地域に紹介する。</li> <li>・いじめ防止に向けた各自の行動目標を決める。</li> <li>○いじめ防止ポスター応募の呼びかけ</li> </ul>
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本校の活動発表、意見交換会</li> <li>・学校の取組や学校間や地域との連携等について、代表生徒が発表する。</li> <li>・他校のよい取組を本部役員会で報告する。</li> <li>○振り返り</li> <li>・1年間の活動を振り返り、次年度につなげる。</li> </ul>	

(3) 高校生の例

〇〇高等学校生徒会 いじめ防止活動年間計画（例）

目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての生徒にいじめを許さない気持ちや態度を身に付けさせる。</li> <li>・生徒のネットモラル・ネットリテラシーを高め、インターネットを介したいじめや問題行動等を未然に防止する。</li> </ul>	
目標達成のための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒主体のいじめ防止活動を計画的に実施する。</li> <li>・保護者、地域住民、地域の学校と協力していじめ防止活動に取り組む。</li> <li>・「私たちのスマホ利用ルール」定着等のための生徒主体の活動を推進する。</li> </ul>	
4月	いじめ防止活動計画の作成	○いじめ防止ポスターの活用
5月		○全校生徒へ活動計画を周知
5月	春の「いじめ防止強化月間」	○あいさつ運動①
		・のぼり旗を活用し、地域の小・中・特別支援学校等と連携して取り組む。
		○アンケート調査①
		・生徒会や委員会が作成・実施 ・生徒の意識やルール遵守状況等について把握する。
		○クラス単位での話し合い活動①
		・アンケート結果を基に、ルール定着等のために何をすべきかについて、クラス単位で話し合う。 ・生徒会や委員会は、話し合いの内容を集約し、学校としての活動方針や活動内容を提案し決定する。 例：標語コンクール、掲示物作成、新聞特集等
6月 (~11月)	いじめ防止フォーラム	○いじめ防止フォーラム参加
		・参加者が全校生徒にフォーラムの内容を伝え、成果をフィードバックする。
7月		○いじめ防止ポスターコンクール応募
		・多くの生徒に応募を促す
8月		○ルール定着のための活動に全校生徒で取り組む。 (以後の期間継続する。)
9月		
10月		
11月		
12月	冬の「いじめ防止強化月間」	○あいさつ運動②
		・のぼり旗を活用し、地域の小・中・特別支援学校等と連携して取り組む。
		○アンケート調査②
		・生徒会や委員会が作成・実施 ・生徒の意識やルール遵守状況の変化等について把握する。
1月		○クラス単位での話し合い活動②
		・ルール定着のための活動の成果と課題について話し合う。
2月		
3月		○生徒会や委員会が次年度の活動方針を決める。

## 平成29年度いじめ防止強化月間について

### 1 趣旨

児童生徒一人一人が、いじめを自分自身のこととして考え、主体的に行動できるようにするために、いじめ防止強化月間を春季と冬季の年2回行い、各学校で日常的に推進している児童生徒による自主的ないじめ防止活動の充実を図り、児童生徒のいじめを許さない気持ちや態度を育てていくとともに、いじめの未然防止に取り組んでいく。

### 2 期間

春季を5月、冬季を12月の1ヶ月間とする。

### 3 取組内容

#### (1) 重点

- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく児童生徒による自主的ないじめ防止活動を推進する。特に、いじめに向かわない集団づくりに焦点を当て、日常の諸問題を子どもたち自身が話し合っ解決する風土を学級や学年単位でつくる。
- ・各校が実践してきた児童生徒による自主的ないじめ防止活動の取組を、家庭・地域へ積極的に発信し、理解を促進するとともに、発達段階に応じて、児童生徒と保護者、地域住民がいじめの問題について話し合ったり、共に実践活動をしったりして、いじめ防止に向けた気運を一層高める。

#### (2) 内容

各学校及び各教育委員会は、その地域の実態に応じた効果的な取組を行う。

##### ア 学校

- ・いじめ防止の気運を醸成するため、児童生徒が主体となった取組を行う。
- ・道徳や特別活動等において、いじめ防止などに関する指導を計画的に行う。特に、日常の諸問題を子どもたち自身が話し合っ解決する取組を行う。
- ・各校が実践してきたいじめ防止活動を家庭・地域に積極的に発信する。
- ・のぼり旗を活用するなどして、家庭、地域等に対して、「いじめ防止強化月間」の周知を図る。
- ・いじめ防止ポスター等を活用した広報啓発活動を行う。

##### イ 教育委員会

- ・管内の各校の取組が、学校の実態に応じた児童生徒の主体的かつ効果的な取組となるよう、必要な指導や助言を行う。
- ・各校が実践してきたいじめ防止活動を家庭・地域に発信できるよう、必要な指導や助言を行う。
- ・学校、家庭、地域等が連携したいじめ防止のための諸活動を円滑に実施できるよう、管内のいじめ防止に向けた気運の高揚を図り、関係機関・団体等へ強化月間の趣旨の周知を行う。

#### 【参考】取組例

##### ○ 春季の強化月間

- ・年度始めの指導として、新しい人間関係づくりという視点での指導など
- ・各学級での話し合い活動

##### ○ 冬季の強化月間

- ・「平成29年度いじめ防止フォーラム」の成果を踏まえた児童会・生徒会及び地域での実践など
- ・人権週間（12月4日～10日）、世界人権デー（12月10日）等の人権学習と関連させた指導など

##### ○ 春期・冬季の強化月間共通

- ・あいさつ運動、児童会生徒会によるキャンペーン
- ・各学級、各学年における話し合い活動
- ・のぼり旗で地域へ周知
- ・「いじめ防止活動」等を家庭・地域に紹介するための「学校だより」、「学校ホームページ」の充実など

## 平成29年度いじめ防止フォーラムについて

### 1 趣旨

県内12地区に設置された中学校・高等学校生徒指導対策協議会が、いじめ防止等を目的としたフォーラムを開催し、小・中・高校生の代表者が意見交換等を行うことを通して、いじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組をより活性化させるとともに、学校、家庭及び地域住民等が連携した取組の推進を図る。

### 2 主催

地区中学校・高等学校（・特別支援学校）生徒指導対策協議会

※ 実施要項は各地区事務局校が作成する。

### 3 実施期間及び時間帯

(1) 期間：平成29年6月～11月

(2) 時間：2時間程度（例：13時30分～15時30分）

### 4 会場

原則として、各地区の小・中・高・特別支援学校のいずれかとする。

### 5 参加校

※ 次の(1)～(4)を原則とし、地区の実態を踏まえて事務局校が判断する。

(1) 小学校：各中学校区から1校

(2) 中学校：地区の全校

(3) 高校等：地区の全校

(4) 特別支援学校：地区の希望する学校

### 6 参加者

※ 次の(1)～(6)を原則とし、地区の実態を踏まえて事務局校が判断する。

※ 事務局校は、多くの保護者や地域住民等が参加できるよう工夫する。

(1) 児童生徒代表（各校1～2名、ただし、事務局校生徒は3名以上の参加を可とする。）

(2) 引率教員（各校1名）

(3) 地区中・高生徒指導対策協議会代表（各地区1名）

(4) 保護者及び地域住民等

(5) 市町村教育委員会事務局職員

(6) 群馬県教育委員会事務局職員

(7) その他（一般参加者、報道等）

### 7 日程（例）

(1) 開会 13：30～13：40（10分）

① 開会宣言（小学生代表）

② 主催者あいさつ（地区中・高生徒指導対策協議会会長）

(2) ピアサポート体験 13：40～14：00（20分）

・児童生徒が講師を務める。

(3) 班別協議 14：05～14：55（50分）

・テーマ及び内容は地区の実態を踏まえて各地区が設定する。なお、いじめに関する率直な意見が児童生徒から出されるよう工夫する。

・6人程度の班（小・中・高・特支混合）に別れ、いじめ防止宣言を受け各校で取り組んだ活動等について発表したり、設定したテーマについて意見を出し合ったりする。

・保護者、地域住民、引率教員等にも話合いに参加していただく。

(例) 児童生徒の班に保護者、地域住民、引率教員が入る、保護者班、地域住民班、引率教員班をそれぞれ編制する、保護者、地域住民、引率教員混合の班を編制する、等

（休憩10分）

(4) 班別協議発表 15：05～15：25（20分）

・各班で話し合ったことを発表する。

(5) 閉会 15：25～15：30（5分）

① 保護者・地域住民代表講評

② 県教育委員会講評

③ 閉会宣言（中学生代表）

### 8 その他

事務局校は、各地区いじめ防止フォーラムレポートや地区別啓発資料等の作成・配布をとおして、いじめ防止フォーラムの内容を地区の全ての児童生徒に周知する。

平成29年度 地区中学校・高等学校生徒指導対策協議会 事務局校一覧

No	地 区	H29事務局校	協議会長名
1	前橋地区	県立前橋商業高等学校	坂田 和文
2	伊勢崎・佐波地区	県立玉村高等学校	久保 敏
3	渋川広域圏	県立渋川女子高等学校	原澤 弘子
4	高崎地区	県立高崎高等学校	加藤 聡
5	多野・藤岡地区	県立藤岡北高等学校	内藤 郁芳
6	甘楽・富岡地区	県立富岡実業高等学校	木村 剛
7	安中地区	県立松井田高等学校	梅澤 英明
8	吾妻地区	県立吾妻高等学校	福原 佐知子
9	利根・沼田地区	みなかみ町立水上中学校	高橋 保茂
10	桐生・みどり地区	県立桐生工業高等学校	二渡 諭司
11	太田地区	県立新田暁高等学校	都丸 栄一
12	邑楽・館林地区	県立板倉高等学校	高橋 浩昭

## 平成29年度いじめ防止ポスターコンクール募集要項

### 1 目的

いじめ防止に関するポスターの作成を通して、児童生徒にいじめを許さない意識や態度を育み、児童生徒自身の力によるいじめの未然防止に向けての関心と意欲を高める。

### 2 主催

群馬県教育委員会

### 3 応募資格

県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の児童生徒

### 4 作成要領

#### (1) 図柄

応募作品は未発表のもので、各校が取り組んでいるいじめ未然防止活動、いじめ防止フォーラムなどを受けて、児童生徒が自分たちの力でいじめを防止していこうとする意識を高める内容とする。なお、児童生徒のオリジナル作品とし、インターネット等で入手できる画像・図等を一切使用していないものとする。

#### (2) 用紙

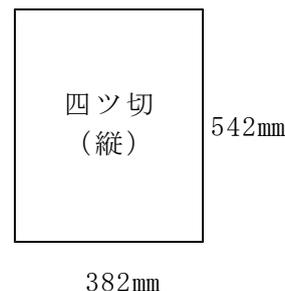
縦542mm、横382mm（四ツ切）もしくはそれに準じる大きさとして、用紙を縦に使用する。

#### (3) 色彩

自由（クレヨン、パステル、水彩、貼り絵等いずれも可）

#### (4) 文字

作品には、いじめの未然防止に向けての関心や意欲を高める内容の文字を必ず入れる。



### 5 応募上の注意

- (1) 応募作品の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、主催者へ帰属するものとし、主催者事業の広報活動等に使用する。
- (2) ポスター作品は、原則として返却する。
- (3) ポスター等に使用する場合は、必要な文字等を記入するなど、印刷等の都合で一部修正することがある。
- (4) 入賞者の学校名、学年及び氏名は公表する。
- (5) 複数人による合作でも良い。

### 6 応募方法

#### (1) 送付方法

応募者は、いじめ防止ポスター応募票（様式1）に、学校名、学年・組、氏名（ふりがな）、作品の説明・紹介などの必要事項を記入のうえ、応募作品（ポスター）の裏面中央へ貼り付け、在籍学校に提出する。

小中学校は各部門ごとに1点を選出し、ポスター作品応募者名簿（様式2）を作成のうえ、作品に添えて、該当応募先に提出する。

高等学校は、応募作品全てについて、ポスター作品応募者名簿（様式2）を作成のうえ、作品に添えて、該当応募先に提出する。

(2) 応募先及び応募期限

	応募先	応募期間
市町村立学校 (小・中学校・四ツ葉中等 教育学校)	各市町村教育委員会事務局 学校教育主管課	各市町村教育委員会事務局 が指定した期日
各市町村教育委員会事務局	義務教育課生徒指導係 027-226-4613 (直通)	平成29年9月1日(金)から 同 年9月29日(金)まで
国立学校	同 上	同 上
私立学校	同 上	同 上
公立高等学校・中央中等教 育学校	高校教育課生徒指導係 027-226-4642 (直通)	同 上
特別支援学校	特別支援教育課 027-226-4651 (直通)	同 上

## 7 結果発表・作品展示・表彰

- (1) 審査結果の発表  
入賞者等には、学校を通じて12月下旬までに通知する。
- (2) 賞の種類  
各部門(小学1～3年生、小学4～6年生、中学生、高校生)ごとに、最優秀賞1点、優秀賞5点とする。但し、応募状況等により変更する場合がある。
- (3) 作品展示  
平成30年1月18日(木)～1月23日(火)、県庁32階展望ホールに最優秀賞、優秀賞、入選作品を展示する。
- (4) 表彰式  
最優秀賞、優秀賞の児童生徒を表彰式に招待し、平成30年1月20日(土)、県庁昭和庁舎正庁の間で表彰式を行う。なお、小・中学生は保護者同伴とする。
- (5) その他  
作品は、各関係機関の広報資料(ポスター、広報紙など)として活用する。

## 8 問い合わせ先(事務局)

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県教育委員会事務局

義務教育課 生徒指導係 宮原、原田

電 話 027-226-4613 (直通)

高校教育課 生徒指導係 滝沢

電 話 027-226-4642 (直通)

FAX 027-243-7759 (共用)

(様式1)

## いじめ防止ポスター応募票

部 門	小学1～3年生 ・ 小学4～6年生 ・ 中学生 ・ 高校生
学 校 名	
学 年 ・ 組	
(ふりがな) 氏 名	
作品の説明 紹 介	

- ※ 該当する部門に○を記入してください。
- ※ 市町村立の学校は、市町村名から学校名を記入してください。
- ※ 合作の場合は、団体名、全員の学年、氏名を記入してください。
- ※ この応募票を切らずに、ポスター作品裏面の中央に貼り付けてください。
- ※ 用紙（四ツ切）は縦に使用してください。
- ※ 作品には必ず文字を入れてください。



## 平成29年度いじめ防止子ども会議について

### 1 趣 旨

各学校の代表者が市町村ごとに集い、年間をとおして取り組んできたいじめ防止活動について情報交換や、課題についての協議を行い、地域・学校の実態に応じて、サミット策定の「いじめ防止宣言」の具現化を図る。

### 2 主 催

各市町村教育委員会

### 3 開催日時

平成29年12月～平成30年2月

### 4 会 場

各市町村教育委員会に委ねる

### 5 内 容

実践発表、グループ協議等

### 6 参加者（例）

- (1) 児童生徒(代表者)
- (2) 担当教諭
- (3) 校長会（生徒指導担当校長）
- (4) P T A 連合会（代表者）
- (5) 市町村教委（教育長、学校教育課長、青少年課長、担当指導主事等）
- (6) その他（市町村の実態に応じ、議会、子育て連、青少推、保護者等の参加も考える）

### 7 日程（例）

- (1) 開会（15時00分）
- (2) 市町村教育委員会あいさつ
- (3) 実践発表（15時10分～15時30分）
  - ・代表校からの実践発表
- (4) 分科会（15時30分～16時30分）
  - ・小学校、中学校、関係団体等の部会に分かれ、グループ協議を行う。
  - ※グループ協議のテーマを決める（進行は指導主事や担当教諭等）
- (5) 分科会報告（16時30分～16時40分）
  - ・各分科会で協議された内容の発表
- (6) まとめ
- (7) 閉会（16時45分）

### 8 その他

- 学校数の多い市については、地区ブロックごとに行うことも考えられる。
- 中学校区ごとに、小中連携したいじめ防止活動を行うことも考えられる。
- 新たに会議を立ち上げず、既存のいじめ会議、生徒指導会議、地区別懇話会、移動教育委員会等に児童生徒主体の活動を取り入れることも考えられる。
- 保護者や地域に会議に参加していただいたり、内容を伝えたりすることで、保護者・地域住民が一体となって、いじめの防止を図っていく気運を高めることにつながることも考えられる。

## 平成29年度いじめ問題取組状況調査について

### 1 目的

平成29年度「いじめ問題対策推進事業（児童生徒によるいじめ防止活動）」に係る実施状況について調査し、今後のいじめ問題への取組の充実に資する。

### 2 調査対象

県内全公立小中学校、高等学校、特別支援学校、中等教育学校

### 3 調査内容

平成29年度「いじめ問題対策推進事業（児童生徒によるいじめ防止活動）」に係る各学校の取組状況

### 4 調査実施期間

平成30年2月

### 5 調査方法等

#### (1) 調査方法

S Q S 質問紙等における回答

#### (2) 調査用紙の提出に係るスケジュール（※市町村立学校）

- ① 市町村立学校長は、平成30年2月9日（金）までに当該市町村教育委員会教育長宛て提出する。
- ② 市町村教育委員会教育長は、平成30年2月16日（金）までに当該教育事務所長宛て提出する。
- ③ 教育事務所長は、平成30年2月23日（金）までに義務教育課長宛て提出する。

### 6 その他

- 各学校は、いじめ問題取組状況について年間の活動状況等の評価を行うとともに、平成30年度の「いじめ防止活動計画」の見直し等を図る。
- S Q S 質問用紙は、拡大や縮小をせずプリントアウトし、記入のうえ提出する。

平成28年度いじめ問題取組状況調査結果

群馬県教育委員会

1 調査結果

(1) 児童生徒は、いじめを自分のこととして考え、いじめ防止活動に主体的に取り組んだ。

	十分あてはまる	あてはまる	ややあてはまる	あてはまらない
小学校	88 (28.5%)	210 (67.9%)	11 (3.6%)	0 (0.0%)
中学校	45 (27.8%)	108 (66.7%)	8 (4.9%)	1 (0.6%)

(2) 自校のいじめ防止活動年間計画の実施をとおして、児童生徒にいじめを許さない意識と態度を育むことができた。

	十分あてはまる	あてはまる	ややあてはまる	あてはまらない
小学校	81 (26.2%)	219 (70.9%)	9 (2.9%)	0 (0.0%)
中学校	44 (27.2%)	103 (63.6%)	15 (9.2%)	0 (0.0%)

(3) 保護者と連携して、いじめ問題の解決に向けた対策が図られた。

	十分あてはまる	あてはまる	ややあてはまる	あてはまらない
小学校	44 (14.2%)	214 (69.3%)	51 (16.5%)	0 (0.0%)
中学校	20 (12.3%)	108 (66.7%)	34 (21.0%)	0 (0.0%)

(4) 地域と連携して、いじめ問題の解決に向けた対策が図られた。

	十分あてはまる	あてはまる	ややあてはまる	あてはまらない
小学校	24 (7.8%)	175 (56.6%)	106 (34.3%)	4 (1.3%)
中学校	11 (6.8%)	79 (48.7%)	67 (41.4%)	5 (3.1%)

(5) 「いじめ防止強化月間」では、学級や児童会・生徒会を中心に、いじめ防止活動に積極的に取り組んだ。

	十分あてはまる	あてはまる	ややあてはまる	あてはまらない
小学校	197 (63.8%)	102 (33.0%)	10 (3.2%)	0 (0.0%)
中学校	75 (46.3%)	76 (46.9%)	11 (6.8%)	0 (0.0%)

(6) 自校が実践してきたいじめ防止活動を家庭や地域に積極的に発信した。

	十分あてはまる	あてはまる	ややあてはまる	あてはまらない
小学校	62 (20.1%)	201 (65.0%)	46 (14.9%)	0 (0.0%)
中学校	31 (19.1%)	82 (50.6%)	47 (29.0%)	2 (1.3%)

(7) 「いじめ防止フォーラム」を受け、児童会・生徒会のいじめ防止活動の充実が図られた。

	十分あてはまる	あてはまる	ややあてはまる	あてはまらない
小学校	87 (28.2%)	182 (58.9%)	39 (12.6%)	1 (0.3%)
中学校	51 (31.5%)	96 (59.3%)	14 (8.6%)	1 (0.6%)

(8) のぼり旗を活用したり、教室にいじめ防止ポスターを掲示したりして、「いじめ防止宣言」を意識した取組を行った。

	十分あてはまる	あてはまる	ややあてはまる	あてはまらない
小学校	168 (54.4%)	131 (42.4%)	10 (3.2%)	0 (0.0%)
中学校	83 (51.2%)	67 (41.4%)	12 (7.4%)	0 (0.0%)

(9) 道徳や学級活動・ホームルーム活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。

	十分あてはまる	あてはまる	ややあてはまる	あてはまらない
小学校	171 (55.4%)	136 (44.0%)	2 (0.6%)	0 (0.0%)
中学校	76 (46.9%)	85 (52.5%)	1 (0.6%)	0 (0.0%)

(10) 児童生徒主体の話合い活動を取り入れて、自分たちの学校・学級をよりよくしていこうとする気運を高めた。

	十分あてはまる	あてはまる	ややあてはまる	あてはまらない
小学校	108 (35.0%)	186 (60.2%)	15 (4.8%)	0 (0.0%)
中学校	63 (38.9%)	85 (52.5%)	14 (8.6%)	0 (0.0%)

(11) 1年間、児童生徒によるいじめ防止活動に取り組んだ感想・意見等ありましたら、お書きください。

(主な感想・意見を抜粋)

【小学校】

- ・いじめ防止活動の具体的な取組を、積極的に地域や保護者にも発信していくことを通して、いじめ防止に対する要望の高まりを感じる。(小)
- ・学級活動や道徳において、児童主体の話合いや自分のこととして振り返ることができる教材開発に取り組む学級が増え、児童の意識を高めることができるようになってきている。(小)
- ・6年生が学級でよりよい学校のために話し合ったことを全校集会で発表し、各学年でも児童の発達段階に応じて話し合う機会を持つことができ、共通理解のもと全校で取り組むことができた。(小)
- ・学校SNSルールをもとに小学校3年以上の全家庭で、「家庭のルール」を考えたことはSNSの活用の仕方だけでなく「ネットいじめ」などにも目を向けた「いじめ防止活動」に取り組むことができた。(小)

【中学校】

- ・職員側は、いじめ防止基本方針を見直したことで、現状把握が深まり、課題が明確になった。生徒側は、教員の真剣さが伝わり、自分たちで何ができるか考えてきた。(中)
- ・学校をあげて人権教育の充実を目指してきた結果、生徒・職員とも人権意識が高まり、いじめを許さないという気持ちが強くなった。その結果、小さなトラブルも見逃さず、指導したり、いじめられた生徒に寄り添った指導を行ったりすることができたと思う。(中)
- ・年間の生徒会スローガンにいじめ防止の視点を入れて全ての生徒会行事から委員会等にまで拡充していくことが話し合われた。いじめ防止活動への取組が学校全体の活性化にも繋がっていると感じた。(中)

## 2 考察

- いじめ防止の各校の取組については、学校通信やホームページによって、家庭や地域に情報公開されるようになりつつあるが、フォーラムや子ども会議のように、各校でも、児童生徒と保護者や地域の方々がいじめ防止について話し合いが持てるよう、学校と家庭・地域との連携を進めていけるとよい。
- 生徒指導主事・主任、人権教育主任、道徳主任、特活主任などの連携を密にして、全教育活動を通して取組を強化していくことで、いじめ防止活動が学校全体に広がっていく。
- いじめ防止フォーラムやいじめ防止子ども会議は充実した内容になっており、学級や学校のリーダー的存在の子は真剣に自分の問題として考えられたが、より多くの児童生徒に主体的・意欲的な態度を育ませていくことが課題の一つである。一部の児童生徒の活動にならないためにも、学級活動や道徳の時間を使って、一人一人にいじめ問題について考えさせたい。
- 各地区、各校で、様々な方法や手段を検討し、いじめ問題に取り組んで来ているが、SNSトラブル等、この問題は常に変化し、複雑化・多様化していることを考え、対策を形骸化しないことが重要である。

## 学級活動指導案（例）

- 1 議題 「いじめのない楽しい学級にしよう」  
共通事項（1）ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決
- 2 対象 小学生（中学年）※低学年、高学年は実態に応じた展開にする。
- 3 評価規準

集団活動や生活への関心・ 意欲・態度	集団の一員としての 思考・判断・実践	集団活動や生活について の知識・理解
いじめの問題に関心を持ち、他の児童と協力して意欲的にいじめ防止に取り組もうとしている。	いじめのない楽しい学級生活をつくるために話し合い、自己の役割や集団としてよりよい方法などについて考え、判断し、協力し合って実践している。	みんなで楽しい学級生活をつくることの大切さや、いじめ防止の話し合い活動の計画的な進め方などについて理解している。

- 4 本時のねらい
  - ・いじめのない楽しい学級にするために、みんなでできる取組について決める。

### 5 事前の指導

児童の活動	指導上の留意点	目指す児童の姿と 評価方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめアンケート」に回答する。</li> <li>・授業の進め方について、計画委員と役割分担しておく。</li> <li>・いじめをなくす方法について考え、学級活動ノートに自分の考えを記入する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○友だちに相談せず、自分の考えでアンケートに回答するように助言する。</li> <li>○本時で結果を掲示できるように準備させる。司会や記録等の役割を決めさせる。</li> <li>○アンケートの質問の回答及び自分なりの考えを一人一人本時で発表できるように、事前にノートにまとめさせておく。</li> <li>○一人一人のいじめについての考えを把握しておく。</li> </ul>	<p><b>【関心・意欲・態度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめのない楽しい学級生活について関心をもって考え、アンケートに答えている。</li> </ul> <p>〈観察・アンケート調査〉</p>

### 6 本時の展開

段階	学習活動	指導上の留意点	資料	目指す児童の姿と 評価方法
導入	1 開会の言葉	○計画委員が司会を務める。		<p><b>【関心・意欲・態度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ねらいを理解し、意欲的に話し合い活動に取り組もうとしている。</li> </ul> <p>〈観察〉</p>
	2 議題の確認 提案理由の説明	○黒板に話し合いの柱とねらいを示し、全員が話し合う内容について理解できるようにする。		
5分	3 先生の話	○いじめの四層構造について理解させる。	いじめの四層構造の図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめられる</li> <li>・いじめる</li> <li>・周りではやし立てる</li> <li>・見て見ぬふりをする</li> </ul>

<p>展開</p> <p>25分</p>	<p>4 いじめを防止するにはどうしたらいいか考える。 (班別) 【集団討議】</p> <p>5 班で話し合った意見を発表する。</p>	<p>○これからいじめが起きない学級にするためにできることを考えさせる。</p> <p>○班に分かれて、事前を書いてきた自分の意見を発表しあう。</p> <p>○班員一人一人が友だちに自分の意見を伝えられるように、司会者に事前に指導しておく。</p> <p>○まとめられた意見を班ごとにカードにまとめる。</p> <p>○記録係がそれぞれの班のカードを黒板に貼る。</p>	<p>【思考・判断・実践】</p> <p>・いじめへの課題意識をもって、話し合い活動に参加している。</p> <p>〈観察〉</p> <p>※班に分かれず、学級全体で話し合うことも可能。</p>
<p>まとめ</p> <p>15分</p>	<p>6 班からの意見をまとめていじめが起きにくい学級になるための取組を決める。 【集団決定】</p> <p>7 本時のまとめ</p> <p>8 先生の話</p>	<p>○各班の意見を統合した、総意による決定になるように助言する。</p> <p>○具体的な取組になるように助言する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・みんながなかよしになる集会活動をしよう。</li> <li>・毎日、学級全員の人に必ず1回声をかけよう。</li> <li>・朝、教室に入ったら、必ず大きな声でおはようと言おう。</li> </ul> <p>○決定した事項を再度確認し、全員で実践していく決意をする。</p> <p>○司会・記録へ向けて賞賛の拍手を送る。</p>	<p>※学年に応じて、自分自身の今後の取組について自己決定する授業展開も可能。</p>

## 7 事後の活動

児童の活動	指導上の留意点	目指す児童の姿と評価方法
<p>・学級で決めた決定事項について振り返る。</p>	<p>○休み時間や係活動などをとおして、実践していることを認めながら励ましていく。</p> <p>○集団決定したことが実践できていなかったり、新しい意見が出された時は、必要に応じて話し合いの場を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県から送付された「いじめ防止ポスター」に並べて集団決定したことを掲示しよう。</li> <li>・1週間に1回、帰りの会で実践を振り返る場をもとう。</li> </ul>	<p>【思考・判断・実践】</p> <p>・友だちに思いやりをもち、いじめのない学級になるように努力している。</p> <p>〈観察〉</p>

## 学級活動指導案（例）

- 1 議題 「いじめをなくすにはどうしたらいいか考えよう」  
内容項目（1）ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決
- 2 対象 中学生
- 3 評価規準

集団活動や生活への関心・意欲・態度	集団や社会の一員としての思考・判断・実践	集団活動や生活についての知識・理解
学校生活で起こるいじめにかかわる問題に関心を持ち、他の生徒と協力して、自主的、自律的にいじめ防止に取り組もうとしている。	学級や学校の一員として自己の役割と責任を自覚し、他の生徒の意見を尊重しながら、いじめ防止へ向けた生活づくりについて考え、判断し、信頼し支えあって実践している。	いじめのない集団生活を築くことの意義や、学級や学校の生活づくりの参画の仕方、学級集団として意見をまとめる話し合い活動の仕方などについて理解している。

- 4 本時のねらい
- いじめ問題に課題意識を持ち、いじめを未然に防ぐために、自分や学級でできる取組について決める。

### 5 事前の指導

生徒の活動	指導上の留意点	目指す生徒の姿と評価方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ問題について考えるために、事前にアンケートを行う。</li> <li>計画委員がアンケートを集計し、授業の進め方について役割分担しておく。</li> <li>いじめをする理由やいじめをなくす方法について考え、学級活動ノートに自分の考えを記入する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>真剣にアンケートに回答できる雰囲気づくりに努める。</li> <li>本時の司会や記録等の役割を決めさせる。</li> <li>いじめを未然に防ぐための、自分なりの考えを事前に書かせておく。</li> <li>一人一人のいじめについての考えを把握しておく。</li> </ul>	<p>【関心・意欲・態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止について関心をもって考え、アンケートに答えている。</li> </ul> <p>〈観察・アンケート調査〉</p>

### 6 本時の展開

段階	学習活動	指導上の留意点	資料	目指す生徒の姿と評価方法
導入	1 開会の言葉	○生徒の司会進行で進める。		<p>【関心・意欲・態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ねらいを理解し、意欲的に話し合い活動に取り組もうとしている。</li> </ul> <p>〈観察〉</p>
	2 議題の確認 提案理由の説明	○学級の全員が話し合う内容と流れを理解できるように、議題及びねらいについて確認する。		
	議題例：いじめをなくすにはどうしたらいいか考えよう。			
5分	3 先生の話	○本音の話し合いになるように助言する。		

展開 30分	4 いじめをする理由について考える。	○事前に考えてきてもらった意見を何名かに発表してもらおう。 ・自分を優位にしたいいじめ ・自分がいじめられないため ・自分のストレスのはけ口	いじめの四層構造の図	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめられる</li> <li>・いじめる</li> <li>・周りではやし立てる</li> <li>・見て見ぬふりをする</li> </ul> </div> <p><b>【思考・判断・実践】</b> ・いじめへの課題意識をもって、話し合い活動に参加している。 〈観察〉 ※班に分かれず、学級全体で話し合うことも可能。</p>
	5 いじめはどこに問題があるか考える。	○アンケート結果から、いじめの四層構造について理解し、どこに問題があるか意見を述べ合う。		
まとめ 15分	6 いじめをなくすにはどうしたらいいか考える。 (班別) <b>【集団討議】</b>	○学級において、いじめの小さな芽を見つけ、いじめがエスカレートしないためにできることを班ごとに考える。 ○事前に班の司会者に意見のまとめ方を指導しておく。		<p>※時間があれば、集団決定後に、自分自身の今後の取組について自己決定する時間をとることも可能。</p>
	7 班で話し合った意見を発表する。	○記録係が黒板に板書する。		
	8 班からの意見をまとめていじめが起きにくい学級になるための取組を決める。 <b>【集団決定】</b>	○各班の意見を統合した、総意による決定になるように助言する。 ○具体的な取組になるように助言する。 ・いじめを発見したら、必ず先生に言う。 ・「学級ノート」を作り、その日に学級であった出来事の良い面や改善点を書き出し、みんなで共有する。 ・学級で起きたいじめは学級の問題として、自分たちで話し合っ解決する。		
	9 本時のまとめ 10 先生の話	○決定した事項を再度確認し、全員で実践していく決意をする。 ○司会・記録へ向けて賞賛の拍手を送る。		

## 7 事後の活動

生徒の活動	指導上の留意点	目指す生徒の姿と評価方法
・学級で決めた決定事項について振り返る。	○生活ノートや毎日の会話などをとおして、実践していることを認めながら励ましていく。 ○実践ができていなかったり、新たな提案があったりした時は話し合いの場を設ける。 ・県から送付された「いじめ防止ポスター」に並べて、集団決定したものを掲示しよう。 ・学級から生徒会本部につなげ、学校全体でいじめ防止活動に取り組んでもらおう。	<b>【思考・判断・実践】</b> ・学級の一員として、よりよい人間関係を築き、話し合った結果を日々の生活に生かすよう進んで実践している。 〈観察、生活記録〉

参考

1単位時間の指導計画には、発達の段階に応じて計画委員等の児童生徒が自らの手によって作成した活動計画を添付しましょう。(はばたく群馬の指導プランP129参照)

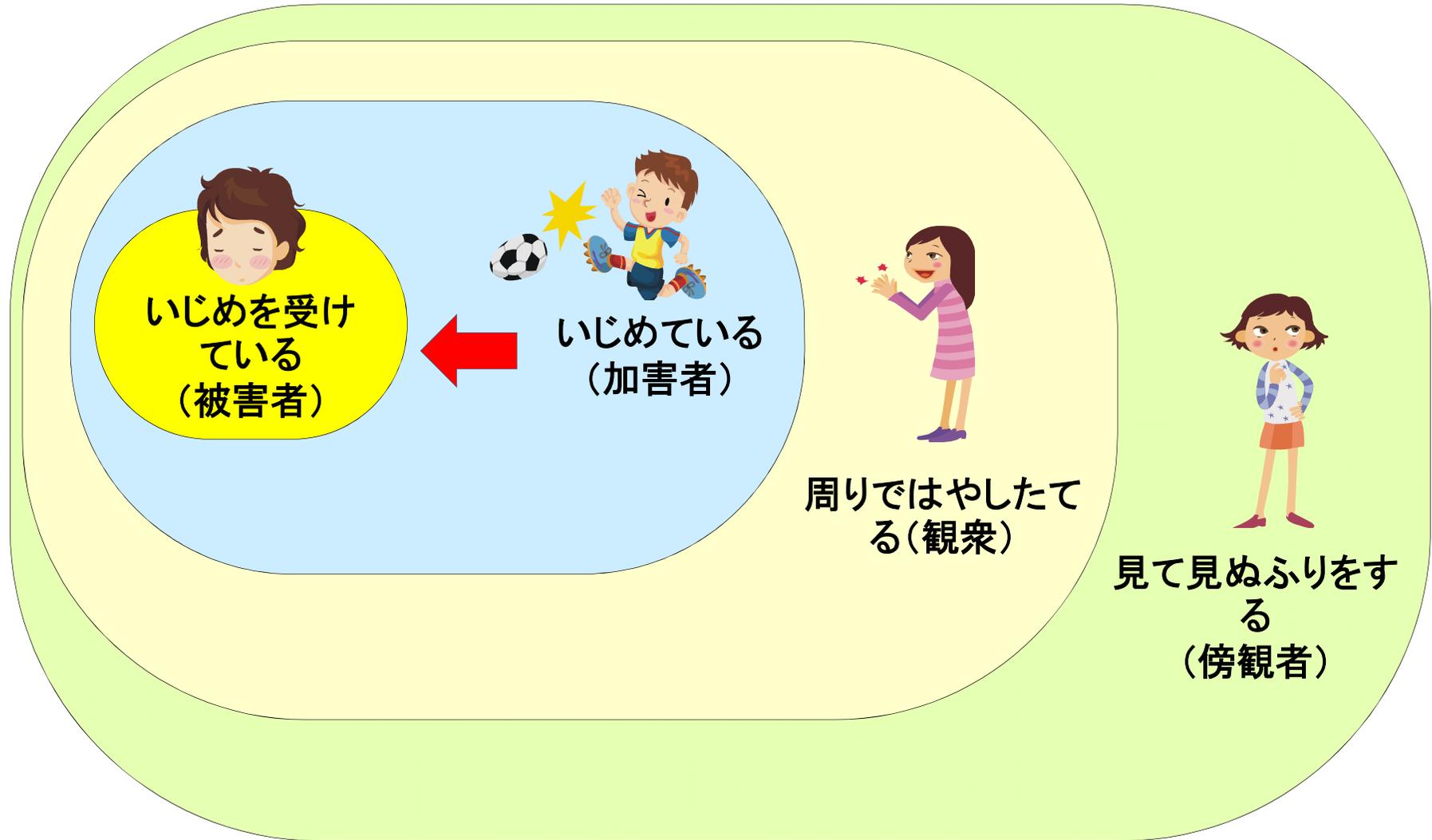
(小学校)

第3回 4年〇組 ニコニコ学級会 活動計画 5月16日(火)	
議 題	いじめのない楽しい学級にしよう
提案理由 (提案者)	新しい学級になって、友だちもたくさんできたけど、もっといろいろな人と仲良くなりたいし、このままいじめも起きてほしくないと思ったから。(〇〇さんの提案)
役割分担	司会 (〇〇君、〇〇さん)、黒板係 (〇〇君、〇〇さん) 時計係 (〇〇君)、ノート係 (〇〇さん)
めあて	学級のみんながもっと仲良くなる方法を考えよう。
話し合いの順序	気を付けること
1 はじめの言葉	(司会) 大きな声ではっきりと話す。
2 計画委員の自己紹介	どの意見も大切にす。
3 議題の確認	(黒板) みんなに見やすい字で書く。
4 提案理由の説明	(ノート) 決まったことをわかりやすく
5 先生の話	発表する。
6 話し合い	・意見がいくつか出たら、多数決で決めるのではなく、できるだけ意見を合わせられるように進行する。
7 決まったことの発表	
8 振り返り	
9 先生の話	・決まったことは必ず守るようにみんなに言う。
10 終わりの言葉	

(中学校)

第4回 2年〇組 学級会 活動計画 5月24日(水)	
議 題	いじめをなくすためにはどうしたらいいか考えよう
提案理由 (提案者)	最近、新聞やテレビでいじめの問題が紹介されることが多く、新しい学級になって1ヶ月経った今、いじめを自分たちの問題として考えた方がいいと思ったから。 (〇〇君の提案)
役割分担	司会 (〇〇君、〇〇さん)、黒板係 (〇〇君、〇〇さん) 時計係 (〇〇君)、記録 (〇〇さん)
めあて	いじめを自分一人一人の問題として考えよう。
話し合いの順序	気を付けること
1 はじめの言葉	(司会) 大きな声ではっきりと話す。
2 計画委員の自己紹介	どの意見も大切にす。
3 議題の確認	(記録) 話し合ったことを最後にわかり
4 提案理由の説明	やすく発表できるようにまとめる。
5 先生の話	・意見がいくつか出たら、多数決で決めるのではなく、できるだけ意見を合わせられるように進行する。
6 話し合い	
7 決まったことの発表	
8 振り返り	・決定事項はできるだけ具体的なものになるようにする。
9 先生の話	
10 終わりの言葉	

# いじめの構造



## いじめについて考える 〇〇アンケート（例）

〇年〇組 計画委員

このアンケートは、いじめで悩む友人をなくすために、いじめの問題について考えるきっかけにするものです。

このアンケートを使って、いじめの問題について真剣に考えてみましょう。

### 1 いじめを防止する取組

（例）いじめが起きないようにするには、どのような活動が有効だと思いますか。

### 2 いじめを早く見つける取組

（例）アンケートはどんな質問がいいですか、またどのような方法がいいですか。

### 3 いじめへの対応方法

（例）いじめが起きてしまったとき（見たとき）、どのように対応したらいいですか。